



# 島根県報

平成20年 9 月30日 (火)  
号外 第 118 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則 ( 中 小 企 業 課 ) 1

### 告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 ( 中 小 企 業 課 ) 2

島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 2

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 2

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 2

島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 ( " ) 3

島根県環境資金融資要綱の一部改正 ( " ) 3

## 公布された条例等のあらまし

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則 ( 規則第71号 )

### 1 規則の概要

中小企業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に移行することに伴う規定の整理 ( 様式第 4 号・様式第 11 号関係 )

### 2 施行期日

平成20年10月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

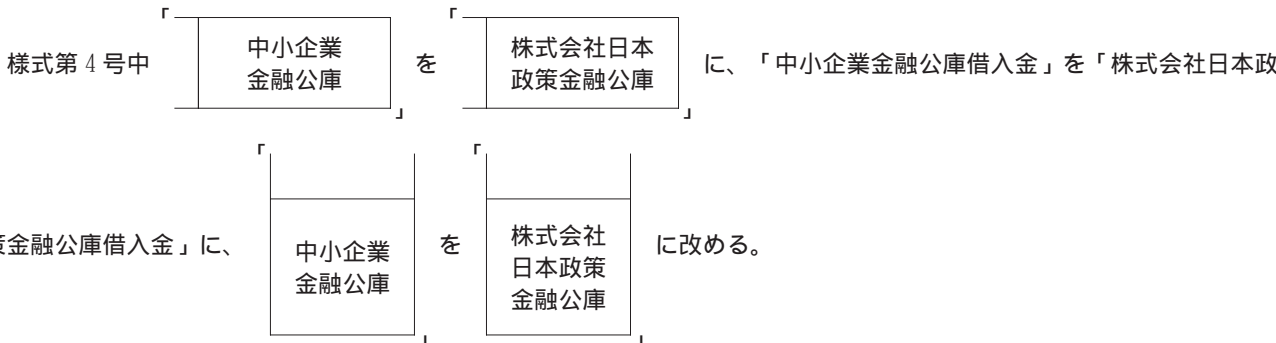
平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第71号

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則 ( 昭和48年島根県規則第72号 ) の一部を次のように改正する。



様式第11号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

---

告 示

---

島根県告示第797号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表一般融資の部一般設備資金の項中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

---

島根県告示第798号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

---

島根県告示第799号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

---

島根県告示第800号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

---

島根県告示第801号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成 4 年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条第 1 号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月 1 日から施行する。

---

島根県告示第802号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条第 1 号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月 1 日から施行する。

